

総 税 企 第 3 9 号
令和元年 7 月 1 9 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

災害援護資金の償還金の支払猶予等における税務情報の活用について

災害援護資金の貸付け等について規定している災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金法」という。）について、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例等を定めるための災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号。以下「災害弔慰金法改正法」という。）が令和元年 6 月 7 日に公布され、同年 8 月 1 日から施行されます。

災害弔慰金法改正法の施行に伴い、一定の場合に、市町村において償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除等ができるようになるとともに、これらの判断のため、市町村は、借受人等の収入又は資産の状況について、借受人等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができますこととなります。

償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除については、所得要件等が設けられており、災害援護資金の支払猶予・免除申請時に当該要件に該当するか否かを判定する必要があります。この判定のため、地方税の賦課徴収に関する情報（以下「税務情報」という。）を活用することについて本人の同意が得られていることを前提に、災害援護資金担当部局に対し当該情報を提供することが考えられます。この場合、当該事務は申請に基づく事務であり税務情報の活用について本人の同意があることから、当該情報は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「地方税法」という。）第 22 条の秘密に当たらないと解されるところです。

また、災害弔慰金法改正法により、市町村は、借受人等の収入又は資産の状況について、借受人等に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとされ（災害弔慰金法第 16 条）、借受人が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の

報告をしたときは、市町村は償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除をしないことができることとなることから（災害弔慰金法第13条第1項及び附則第2条第1項）、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるため、当該者に係る税務情報を償還金の支払猶予や被災者生活再建支援法制定以前の災害についての償還免除を判定する目的のために税務情報を提供したとしても、当該情報は、地方税法第22条の秘密に当たらないと解されるところです。

本件における税務情報の活用については、内閣府からも、別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、災害援護資金担当部局からの当該情報の提供に係る依頼について、適切に対応いただきますようお願い致します。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

(連絡先)

自治税務局企画課

担当：沼澤企画官、卯田係長、松本事務官

電話：03-5253-5658

(別添)

府政防第255号
令和元年7月19日

各都道府県・指定都市
災害援護資金担当部局長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者行政担当)
(公 印 省 略)

災害弔慰金の支給等に関する法律第16条に規定する調査権限について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第27号)により、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。)第16条に市町村の調査権限が新たに規定されたところである。

これは、市町村が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものであるが、その取扱いについては、下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては市町村等関係者への周知を図るとともに、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)の規定に基づくものである旨申し添える。

記

1 災害弔慰金法第16条の調査権限の考え方

市町村(指定都市を含む。)は、法第13条第1項に規定する償還金の支払猶予、又は法第14条第1項及び法附則第2条第1項に規定する償還免除をするか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとするものであり、これにより、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを市町村が判断する際、真に資力がないかどうか等を確認でき、客観的な判断を下すことを可能とするものである。

法第 16 条の規定により、災害援護資金の貸付けを受けた者が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせずに、又は虚偽の報告をしたときは、市町村は法第 13 条に規定する償還金の支払猶予、又は法第 14 条及び法附則第 2 条に規定する償還免除をしないことができることとなることから、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるものである。

また、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める対象となる情報等としては、生活保護や年金受給情報などが挙げられ、併せて、地方税情報についても求めることができるものである（地方税情報の活用に係る留意点等について別途、総務省からも通知されているので、併せて確認願いたい）。

なお、地方税情報を求める場合であっても、申請に基づく事務であり、既にその提供に係る「本人同意」がある場合は、法第 16 条の調査権限の行使に関わらず、他の市町村が保有するものを含め、地方税情報の閲覧等は可能であると考えられることから、災害援護資金の貸付時、または支払猶予・免除申請時において、借受人及び保証人の「本人同意」を申請書等において取り付けるようにすることが望ましいものである。

このため、災害弔慰金法第 16 条の調査権限が行使される場面としては、借受人が行方不明・徴収困難等の状況により「本人同意」がとれない場合を念頭しているものである。

2 その他

既に阪神・淡路大震災時の災害援護資金については、貸出から 20 年以上経過し、関係市町村においては地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 7 第 1 項に基づき償還免除をしているところであるが、償還免除をした借受人とは債権債務関係が存在しないことから、災害弔慰金法第 16 条による調査権限の行使はできないものである。

ただし、この場合であっても、例えば、災害援護資金担当課が既償還免除者のリストを作成し、地方税担当課に提供した上で、地方税担当課において、「〇〇万円以下の所得の者は〇〇人（又は〇〇%）」であることを確認し、その結果を災害援護資金担当課に提供する、といった実務上の工夫を妨げるものではない。

【連絡先】

政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
担当：小澤、山下、高尾 TEL：03-3501-5191（直）